

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律に基づく指導及び助言並びに勧告及び公表の指針

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「法」という。）第38条に基づく指導及び助言並びに法第39条に基づく勧告及び公表に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第36条に規定する行政指導指針は、次のとおりとする。

1 指導及び助言の指針

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の法第36条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）第25条各号に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項（以下「判断基準」という。）を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をする。

（1）助言の指針

前記の指導及び助言の要件に該当する事案のうち、時期、取引の相手方、取引の内容に関する情報が得られた場合など、飲食料品等事業者等が法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない（以下「努力義務違反」という。）疑いがあるにすぎない場合

（2）指導の指針

前記の指導及び助言の要件に該当する事案のうち、次のいずれかにより、飲食料品等事業者等に努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由がある場合

- ① 裏付けとなる資料等（売買契約書、製造委託契約書、商談記録、発注書等）を含む情報が得られたとき
- ② 法第36条各号に掲げる措置を適確に実施していない飲食料品等事業者等から自発的な申出を受けたとき
- ③ 複数の情報提供者から同様の情報が得られたとき
- ④ その他努力義務違反があったと疑うに足りる相当な理由があるとき

2 勧告及び公表の指針

農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をする。また、当該勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表する。

（1）勧告の指針

前記の勧告の要件について、「飲食料品等事業者等の法第36条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、判断基準に照らして著しく不十分であると認めるとき」とは、飲食

別記第1

料品等事業者等の努力義務違反が判断基準に照らして明らかである場合であって、以下のいずれかに該当するときをいう。

- ① 指導を行った飲食料品等事業者等について、その後もなお同様の努力義務違反があつたことを確認したとき
- ② 組織的に努力義務違反をしたことを確認したとき
- ③ その他飲食料品等事業者等の努力義務違反に対して勧告を行うことが適當と認めるとき

(2) 公表の指針

前記の公表の要件について、「勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかつたとき」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- ① 農林水産省が示す期限内に改善が確認されないとき
- ② 過去に勧告を受けて改善が確認された飲食料品等事業者等について、改善後1年内に同様の努力義務違反を確認したとき

また、公表事項は、次のとおりとする。

- ・ 勧告を受けた飲食料品等事業者等の氏名又は名称及び住所又は所在地
- ・ 事業の概要
- ・ 勧告を行った年月日
- ・ 指導又は助言を行った年月日（勧告のほか、同一の努力義務違反について指導又は助言を行つた場合に限る。）
- ・ 努力義務違反の内容
- ・ 勧告の内容
- ・ 公表を行うに至った理由
- ・ その他飲食料品等の取引の適正化の観点から必要と認められる事項（飲食料品等事業者等の秘密を除く。）

3 指導及び助言並びに勧告及び公表を行わない場合

1及び2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、指導及び助言並びに勧告及び公表を行わないことがある。

- ① 農林水産省に情報を提供した者（以下「情報提供者」という。）から、指導及び助言並びに勧告及び公表を行わないよう要請があつたとき
- ② 指導及び助言並びに勧告及び公表を行うことによって、情報提供者が容易に推測されることが想定されるとき
- ③ 指導及び助言並びに勧告を行つた後、改善状況を確認中であるとき

また、2(1)の規定にかかわらず、農林水産省が調査等に着手する前に、飲食料品等事業者等から自発的な申出があつた場合は、勧告及び公表を行わないことがある。

別記第1

○参照条文

- ・食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）（抜粋）

（飲食料品等事業者等の努力義務）

第三十六条 飲食料品等事業者等は、飲食料品等の持続的な供給を図るため、他の飲食料品等事業者等との飲食料品等の売買その他の取引において、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他特に当該持続的な供給を図るために考慮を求める事由を示して、取引条件に関する協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。
- 二 前号に掲げるもののほか、取引の相手方から、その取り扱う当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、必要な検討及び協力をを行うこと。

（飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項）

第三十七条 農林水産大臣は、基本方針に基づき、農林水産省令で、前条各号に掲げる措置に関し、飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2・3 (略)

（指導及び助言）

第三十八条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び公表）

第三十九条 農林水産大臣は、飲食料品等事業者等の第三十六条各号に掲げる措置の実施に関する状況が、第三十七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該飲食料品等事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の勧告を受けた飲食料品等事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

別記第1

- ・食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行規則（平成3年農林水産省令第38号）（抜粋）

（飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項）

第二十五条 法第三十七条第一項に規定する飲食料品等事業者等の判断の基準となるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 飲食料品等事業者等は、法第三十六条第一号に規定する場合には、次のイからハまでに掲げる事項を行うことにより、同号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - イ 速やかに当該協議に応ずるとともに、定期的な協議の要請があった場合には適切な頻度で協議を行うこと。
 - ロ 取引条件に関する具体的な根拠となる資料のほか、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第三項に規定する公的統計、法第四十二条第一項第一号に規定する指標、行政機関が実施した調査の結果その他客観的な事実に基づいた情報であって公表されているものを用いた説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。
 - ハ 当該飲食料品等の取引価格その他の取引条件を一方的に決定しないこと。
- 二 飲食料品等事業者等は、法第三十六条第二号に規定する場合には、速やかに必要な検討及び協力をすることにより、同号に掲げる措置を講ずるものとする。
- 三 飲食料品等事業者等は、取引の相手方から、その取り扱う飲食料品等の取引条件に関する協議の申出又は当該飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案（以下この項において「協議の申出等」という。）がされた場合には、次のイ及びロに掲げる事項を行うことにより、法第三十六条各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - イ 協議の申出等のみを理由として、当該協議の申出等をした取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと。
 - ロ 取引の相手方から示された協議の申出等について、その検討結果及びその理由の説明その他必要な情報の提供を行うこと。